

火災予防上の命令を受けている対象物

令和3年3月26日更新

命令を受けている対象物

危険物施設の場所	大阪府柏原市国分東条町3970番地1
危険物施設の名称	星陽開発株式会社 国分合材所
命令を受けた者の氏名	星陽開発株式会社 代表取締役 山元 啓司
命令事項及び命令理由	<p>【命令事項】 消防法第12条の3第1項による製造所等の緊急使用停止命令。上記危険物施設（地下タンク貯蔵所）のポンプ設備配管から重油（第4類第3石油類）が漏れていたため、地下タンク貯蔵所の使用を停止すること。なお、口頭にて令和3年3月25日（木）10時30分発動。</p> <p>【命令理由】 令和3年3月23日（火）17時30分頃柏原市国分東条町3970番地1、星陽開発株式会社国分合材所の地下タンクのポンプ設備配管から重油が大和川へ流出した。上記配管は事業所職員により応急的に修理はされているが、完全に漏れないと確認が取れていない。このことから、公共の安全の維持及び二次災害発生防止のため、地下タンク貯蔵所に緊急使用停止命令を発動した。</p>
命令年月日	令和3年3月25日

問い合わせ先

消防本部予防課

電話 072-958-9929

Fax 072-958-9900

住所 大阪府藤井寺市青山3丁目613番地の8